

# 愛媛県地域福祉支援計画

令和2年3月

愛 媛 県

## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行等にもない、地域や親族の支え合いなど、地縁・血縁による自助・互助機能が低下しており、生活困窮や社会的孤立、子どもの貧困、ひきこもりの長期化・高齢化といった、縦割りの公的支援では対応困難な福祉課題が増加しています。

このような中、「支える側」「支えられる側」という従来の関係や制度・分野の枠をこえて、人と人、人と社会とがつながり、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現が求められており、本県でも、住民組織や学校、企業など、地域内外のさまざまな主体による連携・協働を通じた新たなコミュニティづくりや、地域活力の創出に向けた動きがみられています。

また、一昨年の西日本豪雨災害の際には、地元住民をはじめ、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等のネットワークや地域活動が被災者支援や復旧・復興を進めていく上での大きな原動力となるなど、改めて人と人の絆や支え合いの大切さが認識されたところです。

こうした状況をふまえ、県では、地域住民や関係者それぞれが、地域の一人ひとりがかかえる課題に目を向け、主体的に関わり、世代や分野をこえて課題解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」を推進していくため、このたび、「愛媛県地域福祉支援計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、地域福祉の更なる充実と「愛顔あふれる愛媛づくり」に取り組んで参りますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、愛媛県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、御尽力をいただきました関係者の方々に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

愛媛県知事 中村 時広



# 目 次

## 第1章 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 愛媛県の地域福祉を取り巻く環境

- (1) 人口・世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 虐待の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (6) 生活困窮者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (7) 地域における支え合いの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (8) 災害対策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (9) 外国人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (10) 社会福祉施設等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (11) 社会保障関係経費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第3章 計画の基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

- 1－(1) 意識・機運醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 1－(2) 担い手（リーダー）、支え手、サポーター、コーディネーター等の育成・・ 19
- 1－(3) ボランティア・NPO等の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 1－(4) 福祉人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

### 基本目標2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

- 2－(1) 小地域単位での活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2－(2) 住民参加・交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2－(3) ボランティア・NPO等との連携促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2－(4) 商工業や農林水産業、まちづくり等の分野との連携・協働・・・・・・・・ 23
- 2－(5) 社会教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2－(6) バリアフリーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2－(7) 人権対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2－(8) 災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

### 基本目標3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

3－（1）担い手や支え手、サポーター等のマッチング、ネットワーク化	27
3－（2）小地域単位の活動の活性化や連携、横展開支援	27
3－（3）地域における相談支援体制、情報共有体制の構築	27
3－（4）地域包括ケア体制の推進	28
3－（5）分野横断的、総合的な支援	29
3－（6）災害時の保健福祉支援、被災者見守り、相談支援	30
3－（7）多文化共生	31
3－（8）福祉サービスを適切に利用できる環境づくり	31
3－（9）県、市町の推進体制等	32

### 【参考資料】

社会福祉法（抜粋）	33
用語解説	36
愛媛県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿	42
愛媛県地域福祉ネットワーク検討ワーキンググループ名簿	43
愛媛県地域福祉支援計画策定経過	44

## 第1章 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

本県では、これまで、「えひめ・未来・子育てプラン」、「愛媛県障がい者計画」、「愛媛県高齢者保健福祉計画」など、福祉の各分野の個別計画に基づき、各種施策の推進に取り組んできました。

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域や親族の支え合いなど、地縁・血縁による自助・互助機能が弱まる中、ひきこもりの長期化や高年齢化、生活困窮、子どもの貧困等、複合化する問題や、社会的孤立など、縦割りの公的な支援では対応が困難な福祉課題が増加しています。

こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。

県においては、現下の状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組みを着実に進めるため、「愛媛県地域福祉支援計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

#### ①法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」や地域福祉の推進に関する取組みを広域的な視点から支援するために策定する計画です。

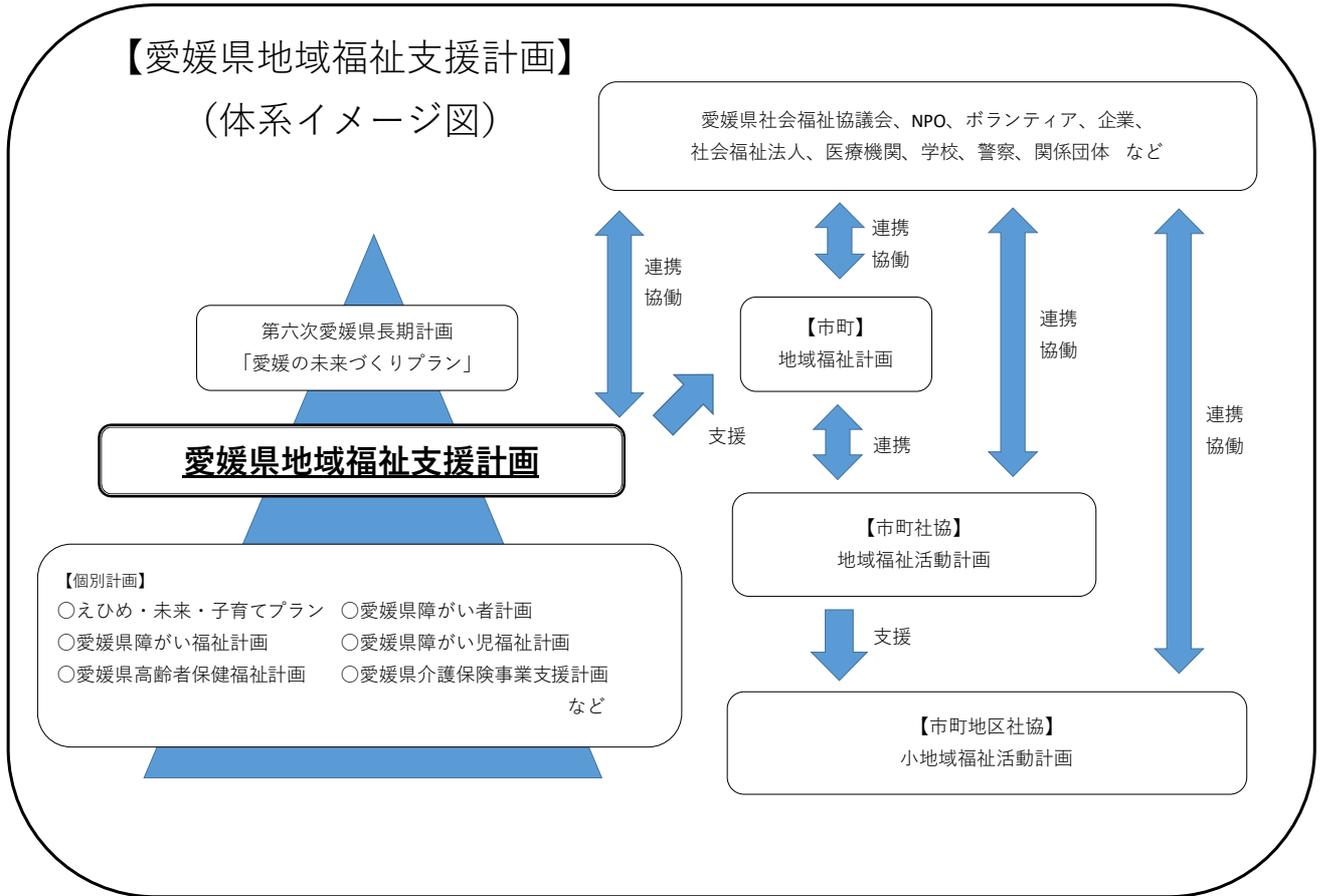
#### ②他の個別計画との関係

本計画は、県政運営の基本方針を示す第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を踏まえ、福祉に関する各分野の計画（えひめ・未来・子育てプラン、愛媛県障がい者計画、愛媛県高齢者保健福祉計画など）や関連するその他の分野の計画を推進するに当たり、それぞれに共通する地域福祉に関する事項について、総合的かつ横断的に定める計画です。

なお、各分野の具体的な施策については、それぞれの個別計画に基づき進めていくこととします。

### (3) 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国の動向や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



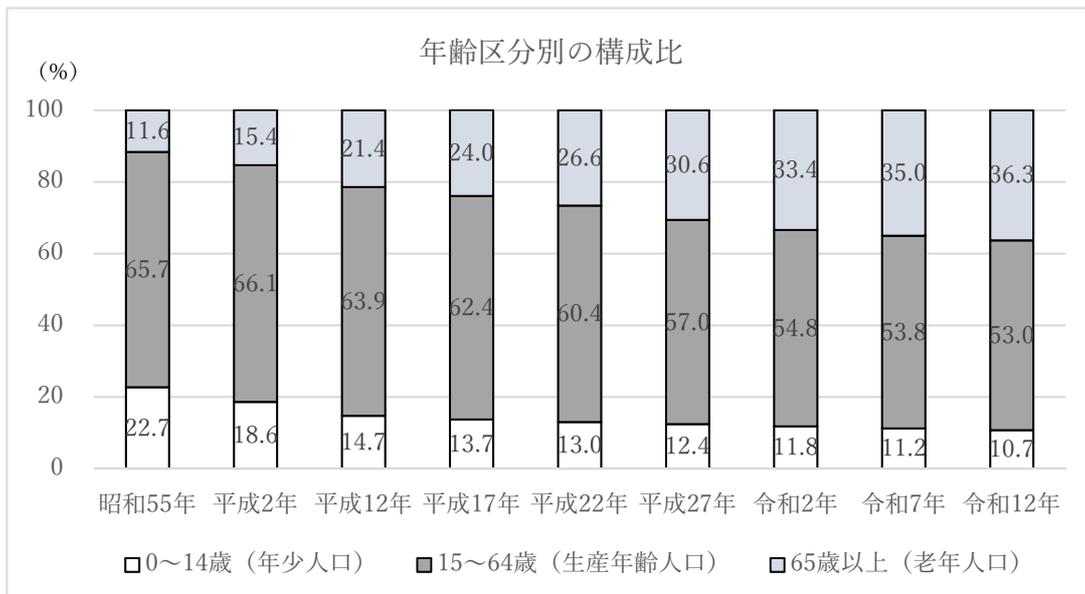
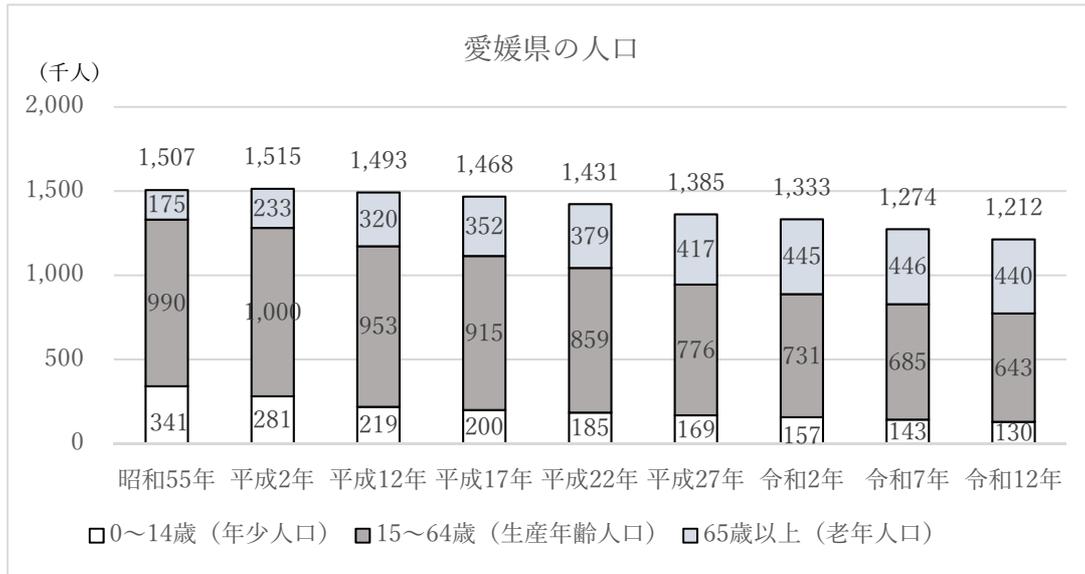
## 第2章 愛媛県の地域福祉を取り巻く環境

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の状況

本県の人口は、昭和60年（1985年）をピークに年々減少し、平成27年（2015）年では、1,385千人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後も人口減少は続き、令和12年（2030年）には、1,212千人となる見込みです。

年齢区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口は年々減少し、老年人口は年々増加しています。

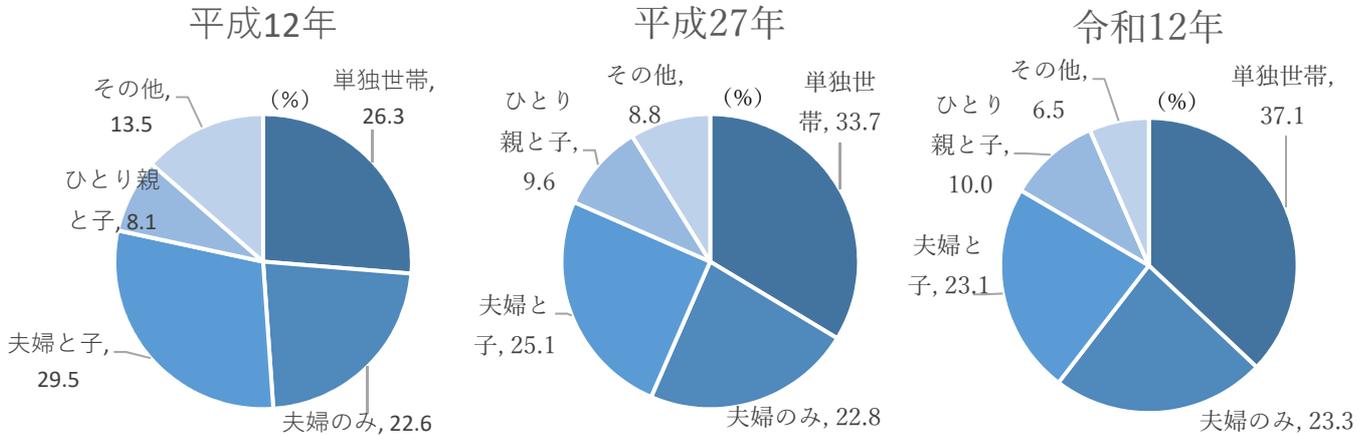


出典：平成27年までは、総務省「国勢調査」（総人口は年齢不詳を含む。割合は分母から不詳を除いて算出）

令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

## (2) 世帯の状況

本県の世帯構成を平成12年(2000年)、平成27年(2015年)と比較すると、単独世帯の割合が大きく増え、夫婦と子の世帯の割合が減少しています。推計によると今後も同様の傾向が続くと見込まれています。

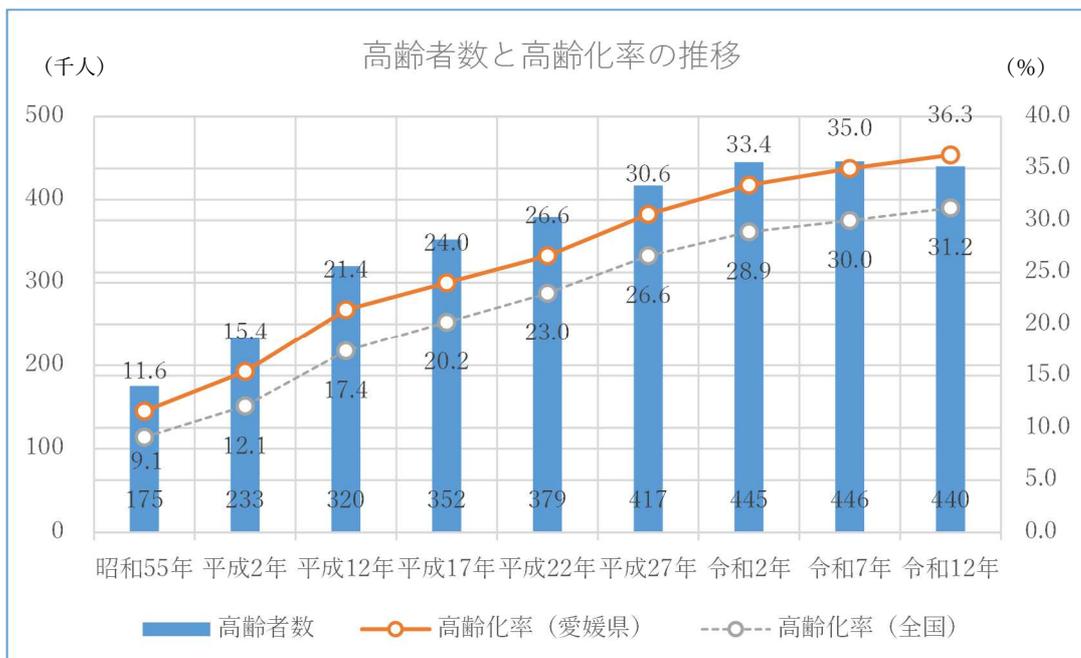


出典：平成27年までは、総務省「国勢調査」

令和12年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2019年推計)」

## 2 高齢者の状況

本県の65歳以上の高齢者人口は、年々増加し、平成27年(2015年)で417千人となっています。高齢化率は30.6%で、全国平均と比較して4%程度高く、およそ3人に1人が高齢者となっています。今後も高齢化が進行すると見込まれています。



出典：平成27年までは、総務省「国勢調査」

令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(愛媛県)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(全国)

また、高齢化の進行に伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、特に高齢単身世帯の伸びが大きく、今後、高齢世帯の単身化が進むものと見込まれます。

高齢世帯の推移(愛媛県) 上段:世帯数(千世帯)、下段:割合(%)

	平成12年 (2000年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
一般世帯	565 100.0	591 100.0	586 100.0	575 100.0	558 100.0
高齢世帯	164 29.0	237 40.1	258 44.1	260 45.2	256 45.9
高齢単身世帯	51 9.0	81 13.7	95 16.2	99 17.3	102 18.3
高齢夫婦のみ世帯	65 11.5	83 14.0	88 15.1	87 15.2	84 15.1

出典：平成27年までは、総務省「国勢調査」

令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(2019年推計)」

### 3 子どもの状況

本県における出生数と合計特殊出生率の推移は、昭和47年(1972年)から49年(1974年)の第2次ベビーブーム以降、長期的に低下し、平成16年(2004年)の1.33を底に、少しずつ回復する傾向にあります。

平成30年(2018年)の本県の合計特殊出生率は1.55(全国15番目)と全国平均の1.42を上回っているものの、人口維持に必要とされる2.07を下回っています。また、同年の本県の出生数は9,330人で前年より239人減少し、戦後最小となっており、少子化は深刻な状況となっています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

#### 4 障がい者の状況

本県の障がい者手帳所持者数は、平成30年（2018年）度で、85,689人と平成27年（2015年）度と比べ、2.6%増加しています。

障がい者手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者が61,485人、療育手帳所持者（知的障がいのある方に交付）が14,389人、精神障害者保健福祉手帳所持者が9,815人で、平成27年（2015年）度と比べると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者と精神障がい者は増加しています。

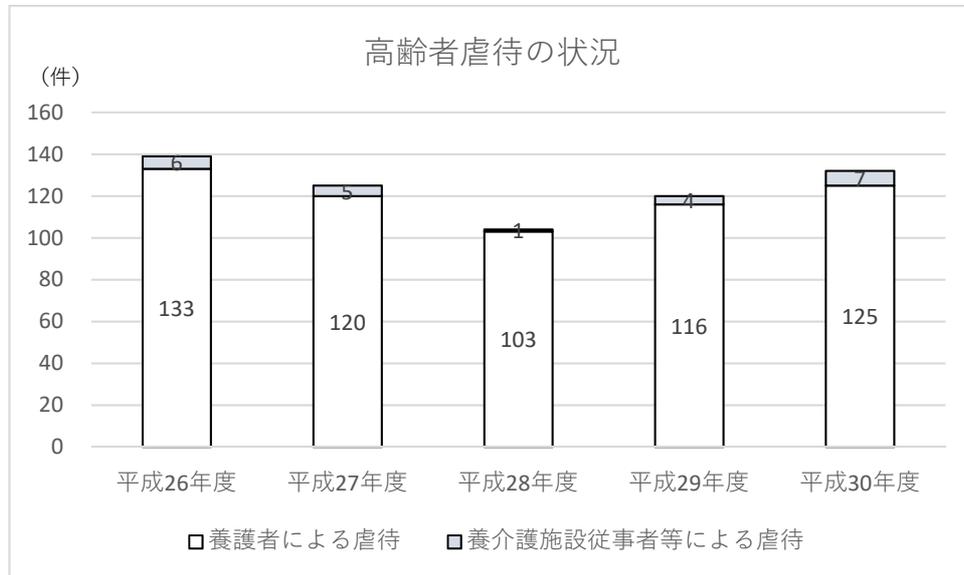


出典：愛媛県障がい福祉課

## 5 虐待の状況

### (1) 高齢者虐待の状況

平成30年（2018年）度に養護者による虐待と認められた事案は125件、要介護施設従事者等による虐待と認められた事案は7件で、虐待の件数は、近年減少傾向にありましたが、2年連続で増加しました。



出典：愛媛県長寿介護課

注意：件数は虐待と判断されたものの件数

### (2) 児童虐待の状況

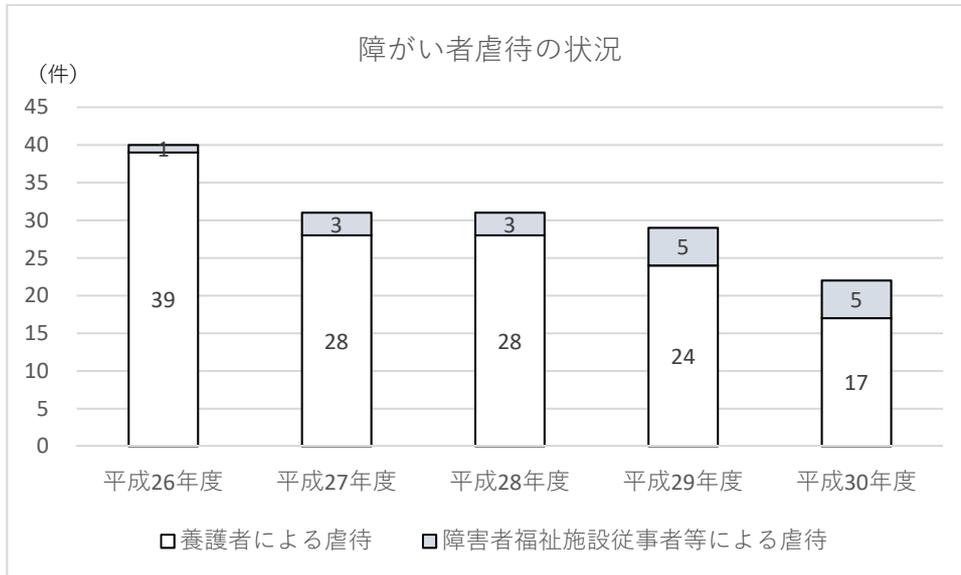
平成30年（2018年）度の県内3か所の児童相談所の児童虐待相談対応件数は890件、市町が単独で対応した件数は902件で、児童虐待による死亡事故等の発生により、社会的関心が高まり、相談対応件数は過去最多となりました。



出典：愛媛県子育て支援課

### (3) 障がい者虐待の状況

平成30年(2018年)度に養護者による虐待と認められた事案は17件、障害者福祉施設従事者等による虐待と認められた事案は5件で、虐待の件数は、若干の減少傾向にあります。



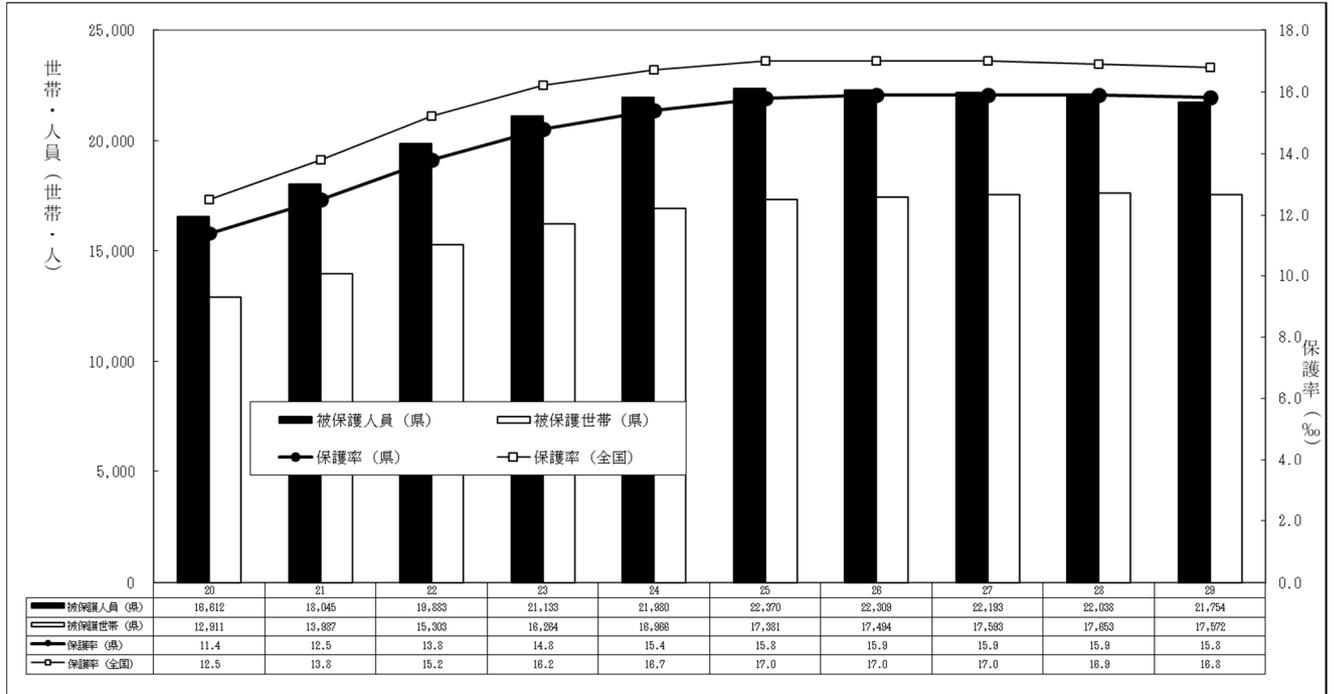
出典：愛媛県障がい福祉課

注意：件数は虐待と判断されたものの件数

## 6 生活困窮者等の状況

### (1) 生活保護の状況

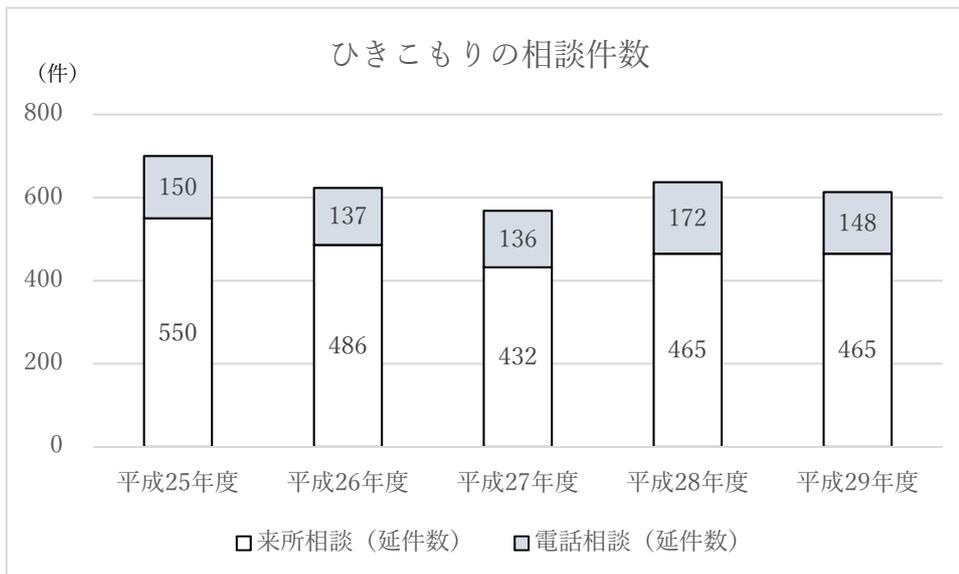
本県の被保護人員は平成 25 年（2013 年）度を境に微減しており、平成 29 年（2017 年）度は 21,754 人となっています。保護率は近年横ばい傾向で、15.8‰（全国平均 16.8‰）となっています。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」「被保護者調査」

### (2) ひきこもりの状況

本県のひきこもりに関する相談件数をみると、近年は年間 600 件前後で推移しています。平成 30 年（2018 年）に県が実施した「ひきこもり等に関する実態調査」では、県内のひきこもり該当者の人数は 1,000 人という結果でした。



出典：愛媛県心と体の健康センター

## 7 地域における支え合いの状況

### (1) 民生委員・児童委員の状況

本県の（中核市：松山市を除く）の平成31年（2019年）3月31日現在の民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は、定数2,647人に対し欠員が3人で充足率は99.9%となっています。

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
定数	2,646	2,646	2,647	2,647	2,647
現員数	2,641	2,642	2,644	2,643	2,644
欠員数	5	4	3	4	3
充足率	99.8%	99.8%	99.9%	99.8%	99.9%

出典:愛媛県保健福祉課

### (2) 市町ふれあいサロンの状況

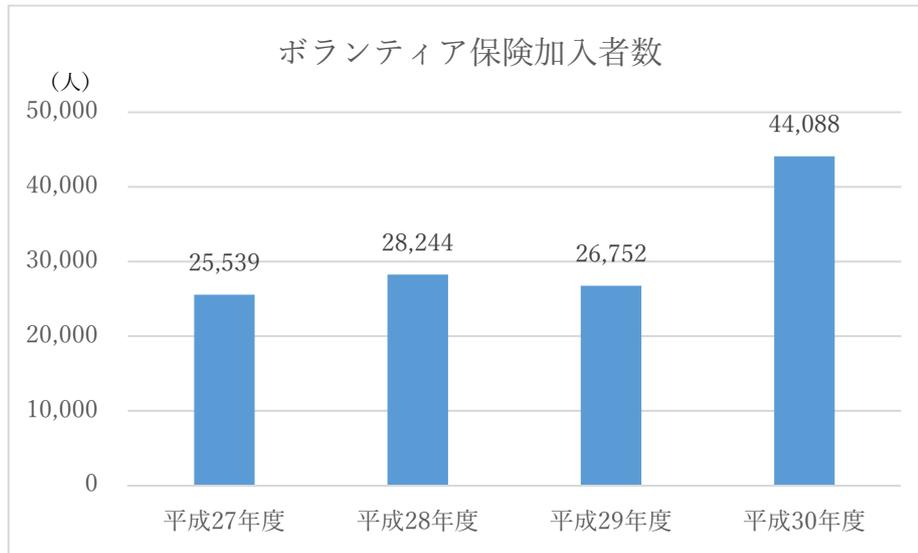
各市町が設置しているふれあいサロンの設置数は、担い手不足や他の事業への変更等により減少傾向にあります。



出典:愛媛県社会福祉協議会「市町社会福祉協議会基礎調査」

### (3) ボランティアの状況

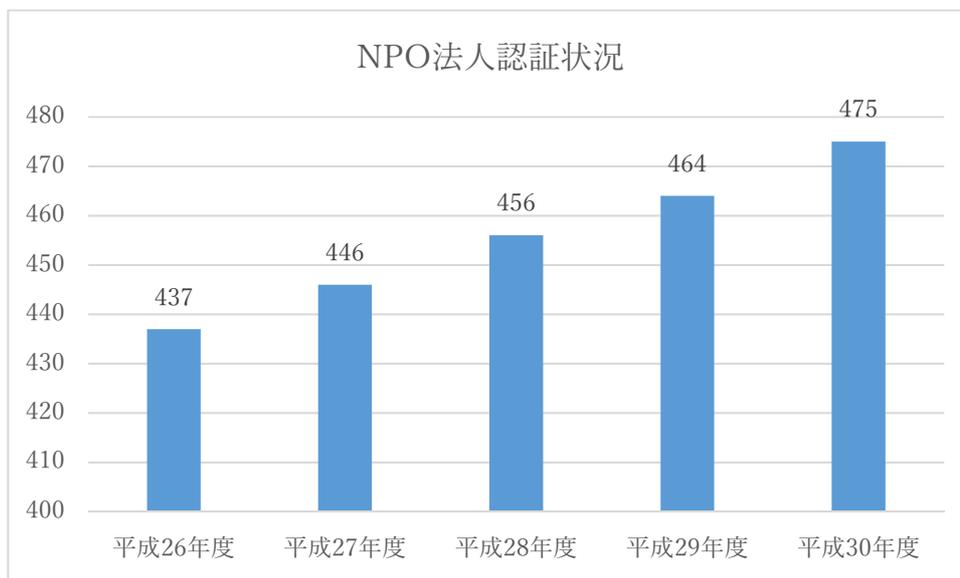
本県のボランティア保険加入者数は、近年横ばいでしたが、平成30年（2018年）度は7月豪雨災害の発生により、災害ボランティアに従事する人が急増しました。



出典：全国社会福祉協議会

### (4) NPOの状況

本県のNPO法人の認証状況は、毎年着実に増加しており、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

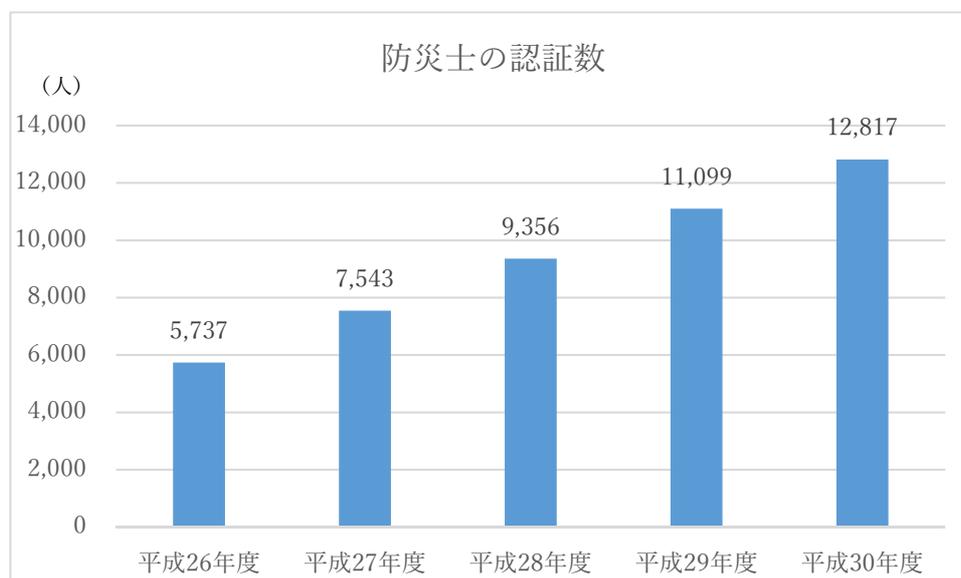


出典：愛媛ボランティアネット

## 8 災害対策の状況

### (1) 防災士の状況

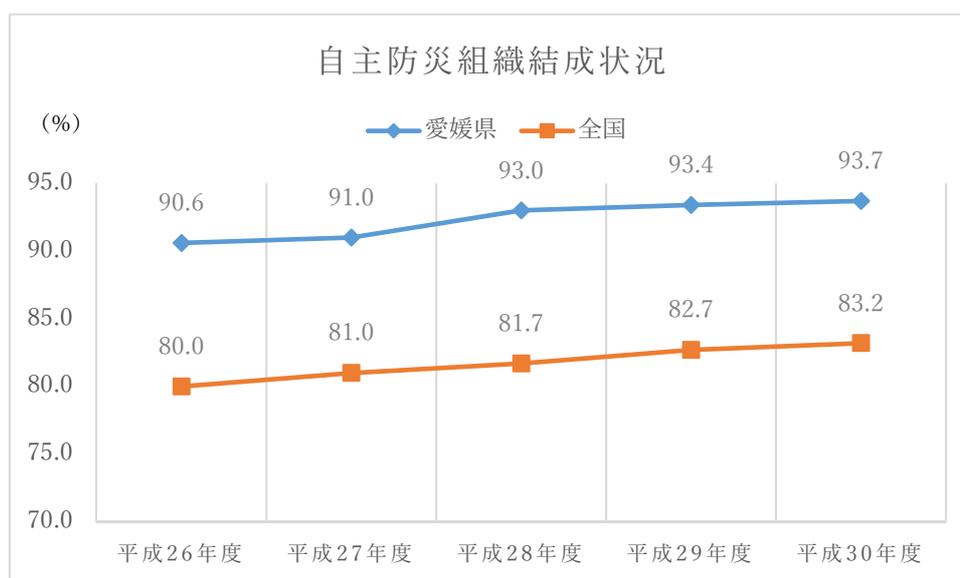
本県の防災士の認証数は、毎年着実に増加し、平成30年（2018年）度末時点で、12,817人で全国第2位となっています。



出典：日本防災士機構

### (2) 自主防災組織の状況

本県の自主防災組織の組織率は、毎年上昇し、平成30年（2018年）度は93.7%で、全国平均の83.2%を上回っています。



出典：消防庁

## 9 外国人の状況

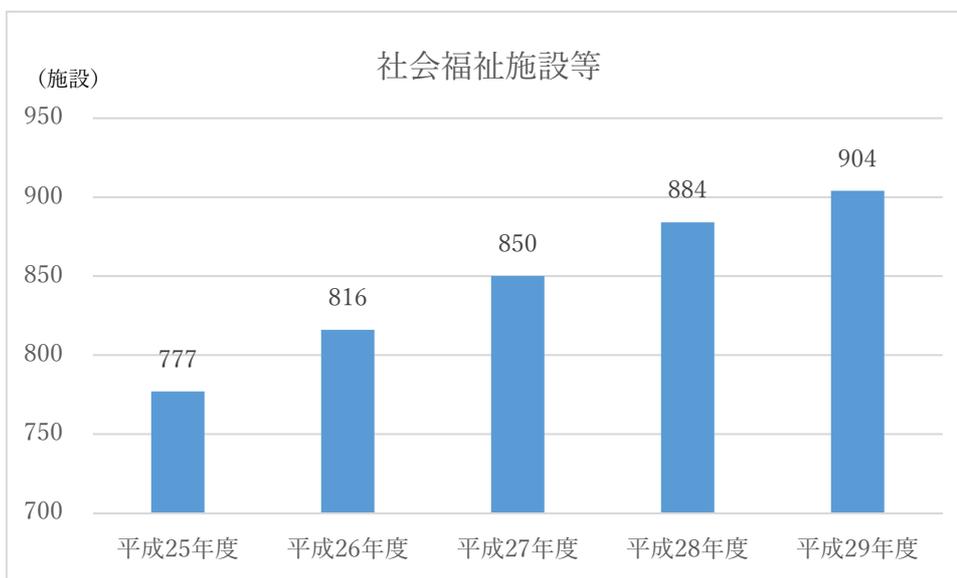
本県の在留外国人は、平成 27 年（2015 年）度に初めて 1 万人を超え、以降も着実に増加しており、平成 30 年（2018 年）度には、12,038 人が本県で生活しています。



出典：法務省「在留外国人統計」

## 10 社会福祉施設等の状況

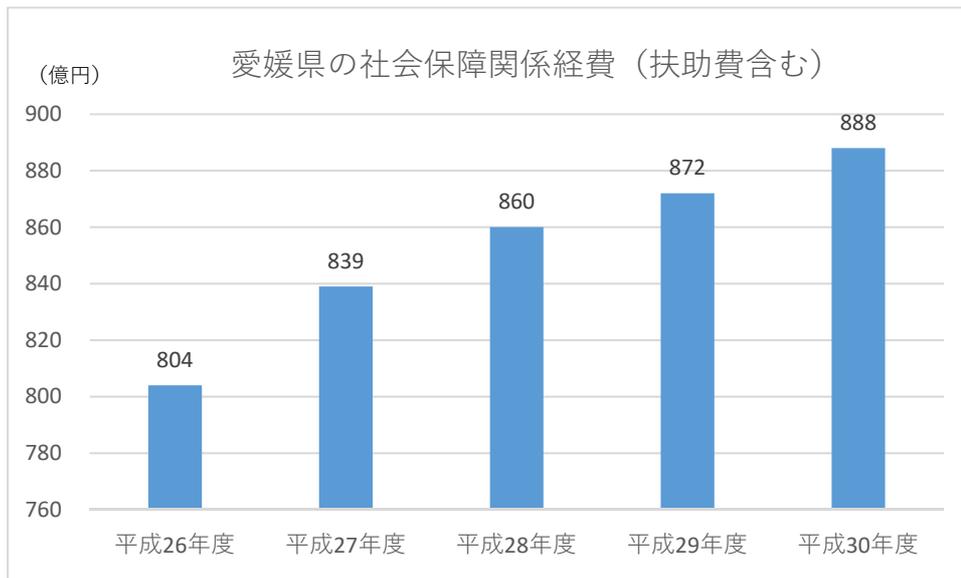
本県の社会福祉施設等は、高齢化の進行等により毎年増加し、平成 29 年（2017 年）度は 904 施設となっています。



出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年度 10 月 1 日時点）

## 11 社会保障関係経費の状況

本県の社会保障関係経費（扶助費含む）も、高齢化の進行等により毎年増加し、平成30年（2018年）度は888億円となっています。



出典：愛媛県「令和2年度当初予算の概要」

金額は一般会計の決算ベース

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の基本理念

#### 地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくり

少子高齢化や核家族化の進行等により、地域や親族の支え合いなど、地縁・血縁による自助・互助機能が弱まる中、ひきこもりの長期化や高年齢化、生活困窮、子どもの貧困等複合する問題や、社会的孤立など、縦割りの公的支援では対応が困難な多様化、深刻化した福祉課題が増加しており、地域全体で課題解決を図る地域共生社会づくりは、本県において地域福祉を推進する上で、重要な課題となっています。

一方で、地域住民同士や、地縁組織（町内会、自治会等）、志縁組織（NPO、ボランティア）や学校、企業など、地域内外の様々な主体との連携や協働を通じた新たなコミュニティづくりや、地域の活力創出に向けた動きも生まれています。

また、本県では、平成30年7月豪雨災害により被災された多くの方々に対して、行政や社会福祉協議会はもちろん、地域住民や地縁組織、職能団体や志縁組織などが一丸となって、心身の健康管理をはじめ、孤立防止のための見守りや生活相談、新たな地域コミュニティづくりや生活再建支援などに取り組んでおります。

災害により、地域に潜在していた課題が顕在化し、被災者支援を通じて、そうした課題に直面する中で、災害をきっかけとして生まれた、あるいは強化された、様々な組織や団体間のネットワーク、多様な主体による地域活動が、被災者支援を行う上での大きな原動力となり、財産となっています。また、こうした取組みを通じて、地域で暮らす住民一人ひとりに向き合い、互いに支え合い、ともに助け合うことの重要性を、関係者それぞれが、改めて強く認識しました。

平時から、地域住民や関係者それぞれが、地域の一人ひとりが抱える課題に目を向け、その課題に一人ひとりが主体的に関わるとともに、世代や分野を超えて連携することにより、課題の解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくり」を目指します。

## ＜計画のコンセプト＞

### ①課題の顕在化と課題の解決に向けた仕組みの再構築

地域における様々な課題を顕在化し、解決に繋げるためには、まず、地域の「人」一人ひとりに目を向ける必要があります。

例えば、「人」が抱える目に見える課題（高齢、障がい、子育て、生活困窮等）と陰に隠れて見つけ難い課題、それらが複合的に絡み合う課題のほか、地域として抱える課題（過疎化、産業減少、交通不便等）があります。

かつて、こうした課題の顕在化や解決を図る上で、一定の役割を担っていた地域コミュニティの機能が低下するとともに、個別課題に対応する既存の行政支援の枠組みのみでの課題把握には限界があります。このため、地域の中で、地縁組織やそれぞれの「人」の相互の見守りや支え合いを通じて、また、行政や社会福祉協議会、企業やNPO・ボランティア等との連携・協働を通じて、発見（気づき）や課題の解決に繋がる仕組みを再構築する必要があります。

本計画では、こうした仕組みやつながりの再構築を図る地域の範囲を「小地域」と定義します。「小地域」は、「歴史的、文化的背景などに基づき、人と人とが昔からつながり、お互いに顔の見える関係の中で生活している範囲」で、例えば旧小学校区などをイメージしていますが、その地域の地理的状況や、生活圏の範囲、行政区域の設定等に応じて柔軟に捉えていきます。

### ②地域住民や地域内外の多様な主体の参画

小地域において、支援を受ける「人」（受け手）や支援を行う「人」（支え手）が固定化せず、「受け手」がある時は「支え手」に、「支え手」がある時は「受け手」に回ることと、全ての「人」が、地域福祉の「担い手」として、相互に支え合いながら、必要な支援を受けつつ、生きがいと活力を持って生活できる社会の構築を目指します。また、住民に身近な自治会等の地縁組織においても、従来型の活動の枠を超え、地域が抱える福祉課題に向き合い、その解決に向けた取組みを行う必要があります。

さらには、こうした「小地域」の形成や運営、域内外のサポーター（企業やNPO・ボランティア等）との仲立ちを行う「人」（コーディネーターやファシリテーター、中間支援機能）の発掘や育成、外部からの招聘等を通じて、「小地域」の活動の活性化、機能強化を図ることが重要です。

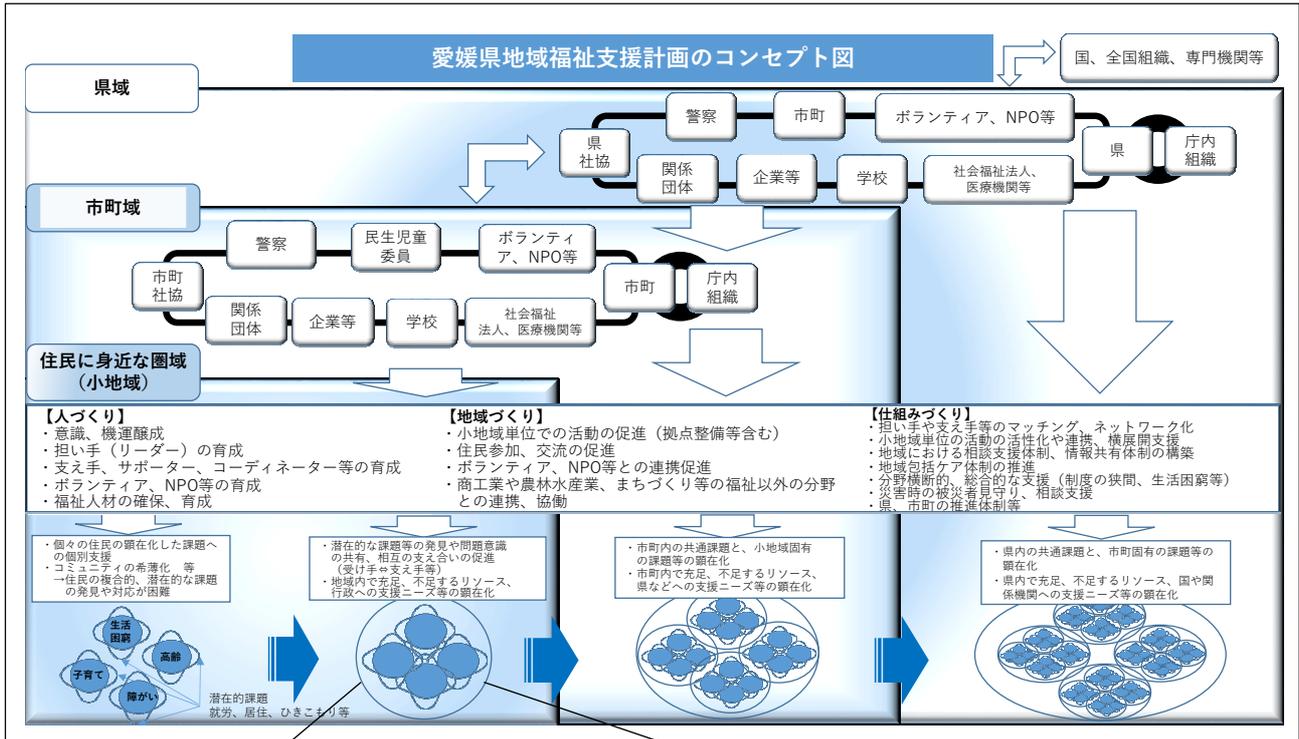
### ③横断的な支援体制の構築

県、市町さらには、県・市町社会福祉協議会においても、組織や部門の枠にとらわれず、地域課題を自らの課題と捉え、持てる力を挙げて取り組んでいくことが求められています。

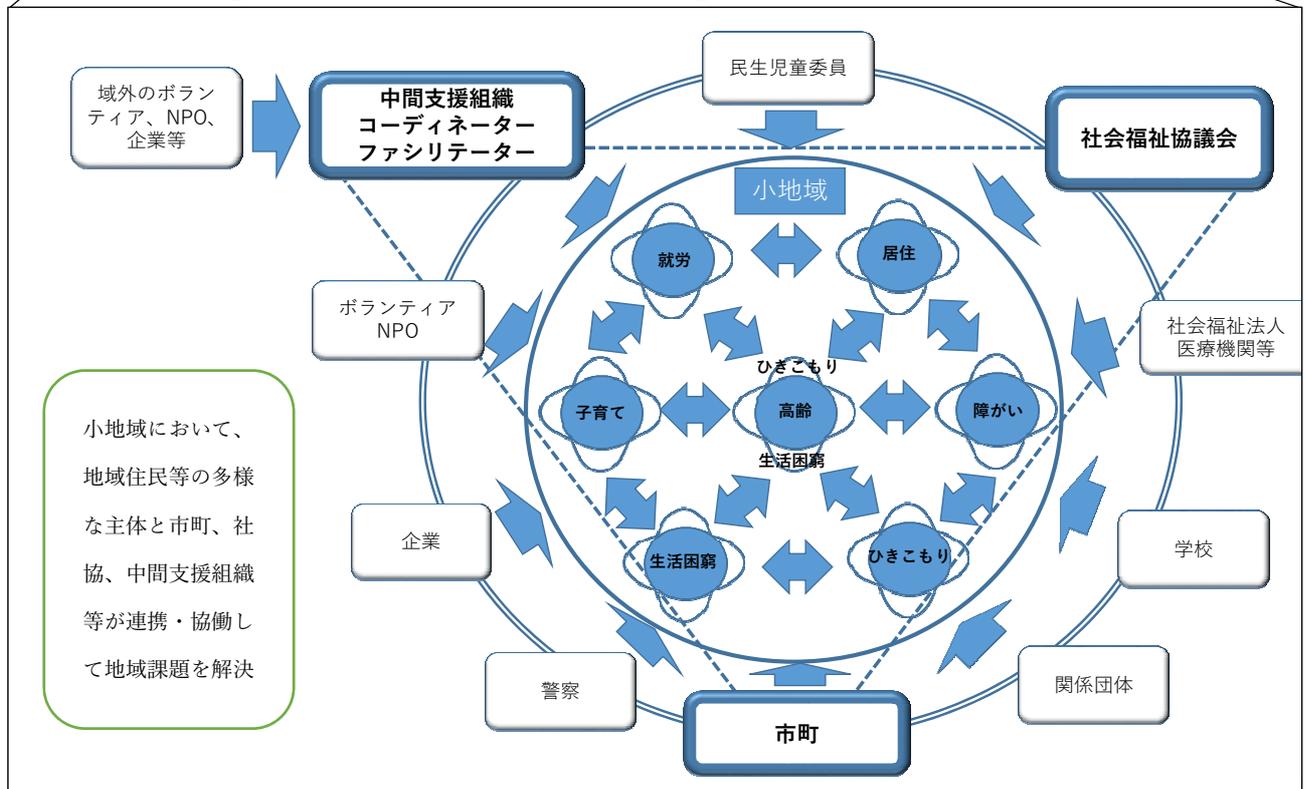
そのため、市町においては、市町社会福祉協議会との連携のもと、関係機関とのネットワーク化や庁内の部局横断体制の構築等を通じて、小地域の形成や活動を支援することが重要です。

県においては、市町では対応できない課題や全県横断的な課題等について、県社会福祉協議会と連携し、関係機関とのネットワーク化や庁内の部局横断体制の構築を図り支援します。

<計画のイメージ>

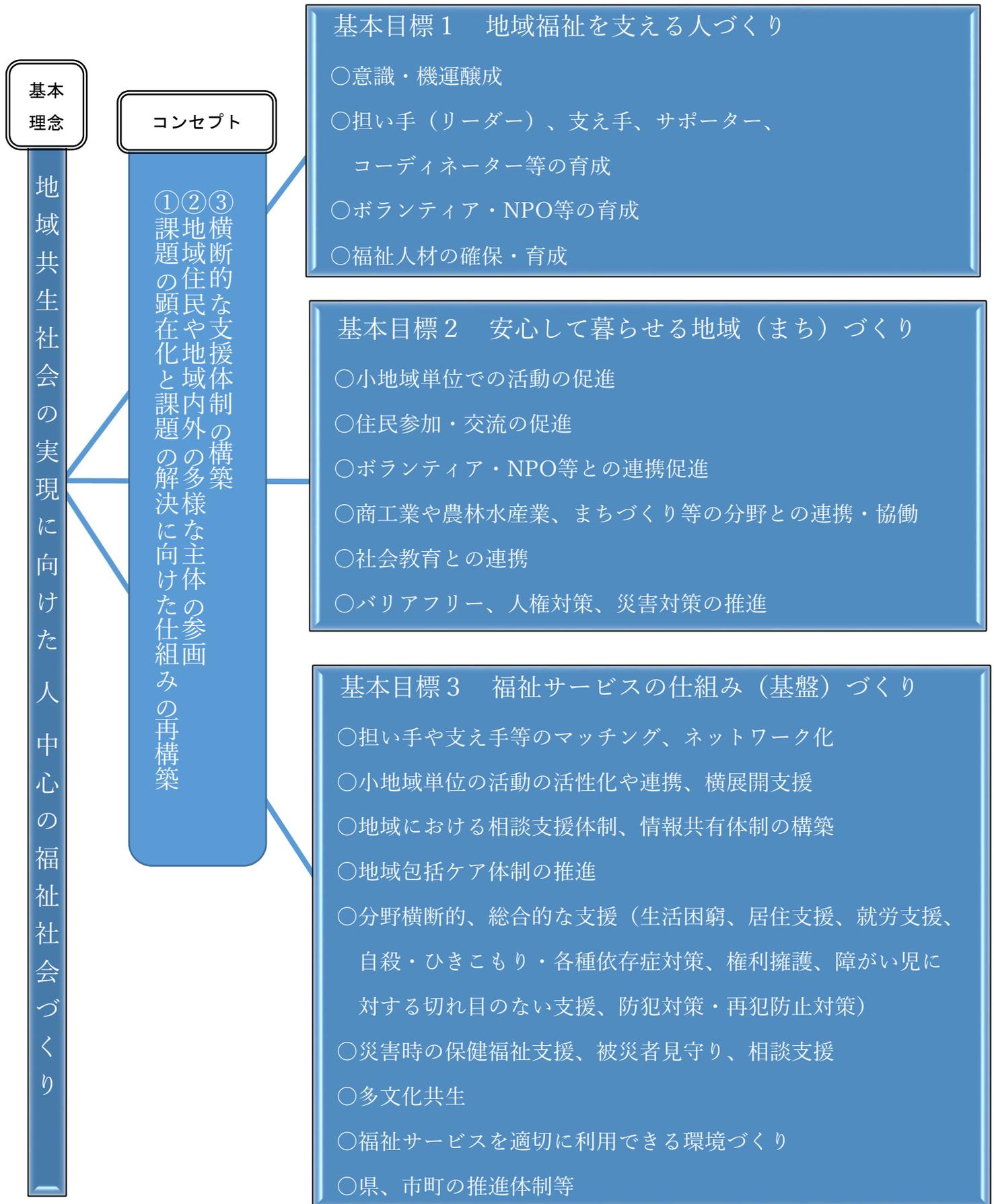


【小地域ごとの支援体制イメージ】



(2) 計画の基本目標

基本理念の実現のために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策を推進します。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

#### 【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の進行により、福祉サービスを必要とする人が増加する一方で、地域福祉を担う人材の不足が深刻化しています。人材不足は、地域の支え合い機能の低下につながり、地域福祉の衰退を招くおそれがあるため、福祉人材の育成・確保・定着は喫緊の課題となっています。民生・児童委員等による支え合いの一層の充実を図るとともに、地域福祉活動の担い手（リーダー）やボランティア・NPOの育成など、地域福祉を支える人づくりに取り組む必要があります。

#### 【施策の方向性】

##### 1－（1）意識・機運醸成

###### ①包括的地域福祉社会づくりセミナーの開催

地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動をさらに活性化させていくため、地域における様々な主体が連携しながら地域生活課題の解決に向けて取り組む活動事例等の紹介や学習等を行うセミナーを開催します。

###### ②多様な媒体を活用した広報・PR

多様な媒体を活用した広報活動や情報提供、各種イベントや行事における啓発・PRを通じて、地域福祉活動の充実に向けた機運醸成を図り、ボランティアやNPO活動など地域活動へのきっかけづくりを行います。

###### ③福祉教育の推進

地域の中で学校と社会福祉協議会、住民等がつながる福祉教育を推進し、地域住民の福祉の心を育て、地域福祉活動への参加を目指します。

##### 1－（2）担い手（リーダー）、支え手、サポーター、コーディネーター等の育成

###### ①多様な人材の育成

県ボランティア・市民活動センターと連携し、各種研修やセミナーを開催し、地域福祉の中核となる担い手（リーダー）をはじめ、支え手やコーディネーターなど多様な人材を育成します。

###### ②民生・児童委員の確保・育成

地域における最も身近な相談者・支援者である民生・児童委員が行う高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ、児童虐待防止やいじめ防止などの活動を支援するとともに、適正な人員確保に努めるほか、階層に応じた各種研修を実施します。

###### ③協働をコーディネートできる人材の養成

NPOサポートセンター、社会福祉協議会、公民館等の職員や集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり活動に取り組んでいる様々な分野の人材を、公共を担う地域マネジメント力を備えた専門性の高い協働コーディネーターとして養成するとともに、そのネットワーク化を推進して地域力の強化を図ります。

## 1－（3）ボランティア・NPO等の育成

### ①人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する機運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

県ボランティア・市民活動センターと連携し、ボランティア活動に必要な知識、技術等に関する研修の充実を図ります。

### ②ボランティア・NPO等への助成

NPO法人等が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」や「愛媛県『三浦保』愛基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

### ③ボランティア活動への参画促進

ボランティア活動について、啓発広報活動や福祉教育を促進するとともに、地域活動団体や企業等多様な主体が、自主的かつ主体的に参画できる仕組みづくりに取り組みます。

## 1－（4）福祉人材の確保・育成

### ①福祉人材の就職支援

県福祉人材センターや県保育士・保育所支援センターを設置し、福祉分野への就職希望者に対し、就労相談、仕事の紹介・斡旋、各種情報提供などを実施します。

また、事業所見学や職場体験、就職セミナーなどを開催し、円滑な人材確保・定着に取り組めます。

### ②修学資金貸与、資格取得支援

介護福祉士や社会福祉士、保育士の確保・定着を図るために修学資金の貸付を実施するほか、離職した介護人材の再就職準備金や保育士の就職準備金貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などを実施し、福祉人材の再就職を促します。

また福祉に従事する方を対象に、資格取得を支援するため、各種受験対策講座を開催します。

### ③福祉・介護の仕事魅力発信

テレビCM、インターネット番組など様々な媒体を通して、福祉・介護の仕事の魅力、やりがいを広く県民に発信するほか、福祉・介護分野への就労に関心のある人を対象とした事業所見学・介護体験バスツアーや職場体験事業により、イメージアップを図ります。

### ④多様な人材の活用

元気なシニアや子育てを終えた女性等の就業促進のため、関係機関との連携強化や介護の入門的研修の実施等を通じて、働きやすい環境整備を促進します。

キャリア支援専門員を県内ハローワークに派遣し、求人求職支援を行うほか、他県の養成校等を訪問し、本県での就職を促進します。

また、県外国人介護人材支援センターを設置し、外国人介護人材の円滑な受入と定着促進を図ります。

## 基本目標2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

### 【現状と課題】

地域のつながりの希薄化により、ひとり暮らしの高齢者、子育て世帯、障がい者など支援を必要としている人の社会的孤立が問題となっている中、従来の縦割りの公的支援では対応が困難な課題も増加しています。

住民が慣れ親しんだ地域で安心して暮らしていくためには、社会福祉協議会、企業やNPO・ボランティアなどの活動を活性化するとともに、地域の中で支え手・受け手が固定化することなく、相互に支え合いながら、住民自らが地域福祉の担い手として地域をともに創っていく必要があります。

### 2－（1）小地域単位での活動の促進

#### ①地縁組織・志縁組織との連携

地縁組織（町内会、自治会等）や志縁組織（NPO、ボランティア）と行政・社会福祉協議会が連携し、地域の課題の発見や解決に向けて一体となって取り組みます。課題の解決に当たっては、住民の自発的な行動を支援します。

#### ②見守り活動の実施

民生・児童委員、自治会、ボランティア、NPO、企業などと連携・協力し、高齢者、障がい者、児童等の見守り活動を実施します。

また、高齢者や障がい者など判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」が県内全市町に設置されるよう支援します。

#### ③集落の維持・活性化

集落の維持・活性化を目指し、地域の人口の分析のもと、地域住民が主体となり、目標を設定して、積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取り組みを支援するなど、持続可能な集落づくりに取り組みます。

#### ④地域の担い手の確保

地域を支える担い手の確保に向けて、都市部から過疎地域など条件不利地域に生活の拠点を移し、様々な活動に従事する「地域おこし協力隊」の導入・定着を促進するとともに、市町や民間団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで切れ目のない重層的な支援を行い、移住・定住の促進を図ります。

### 2－（2）住民参加・交流の促進

#### ①住民の交流拠点づくり

市町と連携し、集会所や公民館、空き家、空き店舗、空き教室など住民に身近な場所に、気軽に集える居場所を整備し、社会参加を促します。

#### ②世代を超えた交流促進

地域の交流拠点に、高齢者、子育て世帯、障がい者など様々な住民が集い、地域づくり、健康づくり、生きがいづくりなど、世代を超えた交流を促進します。

#### ③多様な主体の参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

#### ④高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、魅力ある老人クラブづくりや自主的な活動を行うグループの育成を支援します。

#### ⑤共同募金運動等の取組推進

地域福祉の様々な課題解決に取り組む民間団体を支援している共同募金運動等の推進に取り組みます。

### 2－（3）ボランティア・NPO等との連携促進

#### ①ボランティア・NPO等の交流促進

ボランティア・NPO等を対象とした各種研修やイベント開催支援等を行い、ボランティア等の育成に加え、ボランティアやNPO等の相互の交流促進を図ります。

#### ②協働推進体制の強化

多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

#### ③専門的な情報の提供

愛媛ボランティアネットの活用を推進し、地域のボランティア活動の相談窓口、NPO等の活動推進団体等に対して、専門的な情報提供を行います。

### 2－（4）商工業や農林水産業、まちづくり等の分野との連携・協働

#### ①農福連携の促進等による地域の産業との連携

農業や水産業などの地域の産業と障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の連携を支援し、障がい者の工賃向上を図りつつ、障がい者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ります。

#### ②就業・就農支援

県内企業の魅力発信や東京・大阪での職業相談・職業紹介窓口の設置、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援などにより、県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。また、市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、多様な新規就業者の確保に取り組みます。

#### ③移動支援

高齢化の進行等により、交通弱者が増える中、地域における住民の足の確保や過疎地域等における効率的な運送に向け、国による支援策を十分に活用しながら、地域住民や企業、市町と連携し、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）も含め、各地域の実情を踏まえた交通システムの構築を目指します。

### 2－（5）社会教育との連携

#### ①放課後児童対策の推進

共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要であることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進し、放課後児童対策の総合的な推進を図ります。

## ②地域学校協働活動における学習支援等

地域住民が学校と連携・協働し、教育活動を支援するとともに、地域住民の自己実現を図り地域を活性化する「地域学校協働活動」や、地域の参画を得て子どもが主体的に学習に取り組むことのできる場を設け、学習を支援する「えひめ未来塾」の取組みを推進します。

## ③家庭教育支援の充実

悩みや不安を抱え孤立しがちな家庭や仕事で忙しい家庭への支援の充実を図るため、市町と連携しながら、家庭教育支援チームによる相談や支援、親等への学習機会の提供、親子参加行事への支援に努めるなど、家庭教育支援の基盤整備を推進します。

## 2－（6）バリアフリーの推進

### ①福祉のまちづくりの普及・啓発

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や人にやさしいまちづくり条例に関する情報の普及・啓発に努めます。

高齢者や障がい者が安心して外出できるよう、パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）や、外見では分かりにくい障がい者の外出を支援するため、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」等の普及啓発に努めるほか、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する理解を深めます。

### ②公共交通のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、駅等旅客施設の段差の解消や低床バス・電車の導入など車両等のバリアフリー化を促進するため、国、市町や交通事業者等と連携を図りながら、公共交通を安全、便利、快適に利用できる水準の確保に努めます。

### ③施設のバリアフリー化の推進

人にやさしいまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する施設などについて、高齢者をはじめ、誰もがスムーズに利用できるよう整備・改善を求めています。

### ④障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、及び障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえで制約となっている社会的障壁の除去に関する取組みを推進し、あらゆる障がい者差別の解消に努めます。

また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

## 2－（7）人権対策の推進

### ①人権教育・啓発の促進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教

育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するとともに、若年層の学習機会を確保し、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に研究会や講演会、広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

## ②相談支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

## ③重要課題への取組強化

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者及びその家族、犯罪被害者等、性的指向・性自認(SOGI)、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、被災者及びその他の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

## ④NPO、各種団体等多様な主体による協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な主体による協働が不可欠であり、県や市町がこれらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

## 2-(8) 災害対策の推進

### ①災害ボランティア推進体制の構築

県社会福祉協議会と連携し、災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行うとともに、ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーやボランティア・コーディネーターの養成・登録を行うほか、市町の災害ボランティアセンターの設置訓練等を通じて、災害時に迅速な対応ができるよう支援します。

また、平成30年7月豪雨災害を契機に生まれた行政(県・市町)と社協(県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会)、NPO等(ボランティア団体、NPO及び中間支援組織)との災害ボランティア活動に関する3者連携体制を、県下全域に展開するなど機能強化を図り、将来の南海トラフ地震も見据えた災害支援ネットワークづくりにつなげます。

### ②避難対策の強化

市町や自主防災組織等と連携し、住民の避難対策の充実強化に取り組みます。避難所生活に必要な資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成に取り組み、避難所における良好な生活環境の確保が促進されるよう支援していきます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、

生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

併せて、市町における避難行動要支援者の個別計画策定を支援する等、避難行動要支援者に対する支援の充実を図ります。

### ③福祉避難所の普及・促進

南海トラフ地震など大規模災害の発生が懸念されることから、福祉避難所の一層の普及促進を図ることとしており、引き続き市町や社会福祉施設等関係機関との連携の下、新たな指定の促進と受入体制の強化、住民への周知等に積極的に取り組みます。

### ④地域における防災力の向上

自主防災組織の中心的役割を果たす防災士について、全国1位の認証数を目指すほか、地域防災リーダーの更なる養成やスキルアップなどを通じて、地域防災の要である自主防災組織の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、消防団員の確保に向けて、基本団員の加入促進とともに機能別消防団員制度の導入・拡充を促進するほか、県消防学校を「地域防災のための人づくりの拠点」と位置付け、消防職員・団員の教育訓練はもとより、地域防災リーダーのスキルアップに力を入れるなど、地域防災力の向上に努めます。さらに、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

## 基本目標 3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

### 【現状と課題】

介護と育児に同時期に対応しなければいけない「ダブルケア」や、80歳代の高齢者の親とひきこもりの状態にある50歳代の単身・無職の子が同居している「8050問題」など、複合的な課題や制度の狭間にある課題を解決するための包括的な支援体制の構築が必要です。

本県では、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を進める中で、被災者の様々なニーズや、被災により顕在化した福祉課題の解決を図るため、地域での見守り・支え合いや、行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの連携・協働による包括的な支援体制づくりを進めています。今後は、被災者の生活再建の進捗状況や、被災者が抱える課題等に応じて、災害時の見守り、相談支援体制から平時の福祉支援体制に、シームレスにつなげていくことが重要となります。

### 3-（1）担い手や支え手、サポーター等のマッチング、ネットワーク化

#### ①地域福祉ネットワークの構築

地域住民やボランティア、NPOなど地域で活躍する人材と地域の様々な支援機関等とをつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

#### ②地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

### 3-（2）小地域単位の活動の活性化や連携、横展開支援

#### ①支援の仕組みづくり

NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育施設、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

#### ②地域福祉活動への支援

地域における多様な主体が連携して福祉活動を行う団体に対して、福祉課題の解決と地域福祉ネットワークを構築するための活動を支援します。

#### ③福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

#### ④社会福祉法人（施設）の公益的な活動の促進

社会福祉法人（施設）が、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源との連携等を図りながら取り組む公益的な活動を促進します。

### 3-（3）地域における相談支援体制、情報共有体制の構築

#### ①各種相談支援体制やネットワークの充実

福祉事務所や保健所をはじめ、県福祉総合支援センターや子ども・女性支援センター、県心と体の健康センター、県男女共同参画センター、えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」、県消費生活センターなど各種相談窓口のほか、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど地域における身近な相談支援体制の充実により、様々な課題解決に向けた相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

## ②高齢者への支援体制の構築

居住する高齢者の状況や社会資源の整備状況など各地域の実情に応じて、高齢者等が単身でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、各市町や地域団体が、情報通信技術等を活用した緊急通報・安否確認システムや配食をはじめとする生活支援サービス、交流活動等の高齢者の見守りに関する取組みを検討・普及に努めるよう支援します。

## ③子育て支援体制の構築

愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用した「妊娠・出産・子育て（仕事）のワンストップ相談体制」の運用をはじめ、高齢者の経験を生かした子育て支援活動の一層の促進、県内紙おむつメーカーや市町と連携した紙おむつの購入支援や官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用した子どもの居場所づくりや子どもを支える地域の活動支援などの本県独自の子育て支援事業の展開により、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの整備を促進します。

## ④障がい者への支援体制の構築

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援をきめ細かく提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めます。特に、発達障がいは、早期に適切な支援につなげて、生活の質の改善や社会参加の促進が図られるよう各市町における発達障がいに対応するワンストップ相談窓口の設置を支援します。

## ⑤虐待防止への対応

高齢者、子ども、障がい者等に対する虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携し、相談支援体制の充実を図ります。

### 3－（4）地域包括ケア体制の推進

#### ①地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム（高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができる環境づくり）を支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくため、センターの機能充実、強化を支援するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ります。

地域における人材の集約、情報の共有等を通じた効果的な地域包括ケアの推進を図る観点から、サービス事業者、関係団体、民生委員、一般県民等から構成される地域包

括支援ネットワークの構築に向けた市町等の取組みを支援します。

センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行うためには、適切な人員体制の確保が重要であることから、各市町において、センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制の確保に努めます。

継続的に安定した事業実施につなげるため、センターは自ら実施する事業の質の向上に努めることが重要であることから、各市町とセンターが運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行うための取組みを支援します。

## ②地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、介護支援専門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して、介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ることが重要であり、地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要です。このため、県においては、地域ケア会議の場を用いて、市町職員への研修や、関係する職能団体との調整、構成員となる専門職に対する説明会の実施、好事例の発信等、市町の取組みを推進します。

## ③共生型サービスの推進

介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進します。

## ④生活支援コーディネーターの養成

市町や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等を対象とした研修を開催し、地域での多様なサービスの創出や、サービスをコーディネートする人材の育成を支援します。

### 3－（5）分野横断的、総合的な支援

#### ①生活困窮者に対する支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、個々の課題に応じ、寄り添いながら、包括的・継続的支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

#### ②居住支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指します。

また、DV 被害者や一時的な住宅困窮者など、多様な住宅確保要配慮者が想定されるため、柔軟な対応による居住の安定を確保する施策展開が必要であるため、公的賃貸住宅における空き家の活用や民間賃貸住宅の借り上げ、社会的弱者の自立を支援する公益法人や NPO 等の活動主体の支援など、地域の実情に応じて多面的な住宅セーフティネットの展開を目指します。

#### ③就労支援

民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障がい者、

非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。

また、女性、障がい者、高齢者及び外国人など多様な人材が能力を發揮しいきいきと働けるよう、関係機関と連携して、企業とのマッチング促進や就労機会の拡大、仕事と家庭生活の両立支援など雇用環境の整備等に努めます。

#### ④自殺対策・ひきこもり対策・各種依存症対策

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に積極的に取り組みます。

#### ⑤権利擁護

成年後見制度の円滑かつ適正な利用が進められるよう各市町への支援や市民後見人等の人材の育成等に努めます。

また、市町や社会福祉協議会など関係団体との連携を図り、障がい者、高齢者が安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業の円滑な推進を図ります。

#### ⑥障がい児に対する切れ目のない支援体制の整備

身近な地域において、障がいの早期発見や適切な支援を行えるよう、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関の連携を強化し、障がい児に対する切れ目のない支援体制の整備に努めます。

#### ⑦防犯対策・再犯防止対策

自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で安心なエリアにする取組みを強化します。

また、犯罪や非行をした者が、再び罪を繰り返さないようにするため、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられ、円滑に社会復帰できるよう、帰住先の確保や福祉サービスの利用・調整、社会参加、居場所づくり、就労支援等の実現に向け、国の刑事司法関係機関、市町及び民間団体等と連携し、個々の課題に応じた支援を行うための地域ネットワークづくりを進めます。

### 3－(6) 災害時の保健福祉支援、被災者見守り、相談支援

#### ①災害時の保健福祉支援体制の強化

大規模災害に備え、保健衛生活動の中心的役割を担う保健師等の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時要配慮者支援チームや災害時福祉人材マッチング制度の充実に努めるなど、保健福祉支援体制の強化に努めます。

#### ②被災者の生活再建支援

被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、市町や社会福祉協議会等と連携して、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

**③被災者への健康支援**

被災者・支援者の中長期的な心のケアを継続していく必要があることから、専門的な医療ニーズや相談に対応できる体制を整備します。また、被災した児童生徒、教職員及び保護者に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣するなどの心のケアに取り組みます。

**④被災者への就学支援**

経済的な理由により就学が困難となった児童生徒等に対し、学用品費や医療費、給食費等の支援を行うほか、被災により修学が困難になった高校生等に対し、無利子で学資金を貸与し、卒業を要件として申請により返還を免除することにより、教育機会の確保を図ります。また、被災により学習の遅れが懸念される児童生徒への学習サポートや、被災した学校の教員の負担軽減を図ります。

**3－（7）多文化共生****①多文化共生地域づくりの推進**

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、留学生を含めた外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連携推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供、災害時の外国人支援などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

**②外国人材の受入れ・共生**

関係機関や民間企業等と連携し、外国人技能実習制度の適正化や外国人労働者の受入れ、留学生等の就職支援等を行い、外国人材の受入れを進めます。

**3－（8）福祉サービスを適切に利用できる環境づくり****①福祉サービス第三者評価事業の実施**

福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービス事業者が事業運営上の課題を把握し、更なるサービスの質の向上に結び付けるもので、利用者等からの信頼獲得・向上につながる取組みです。そのため、当制度の公正・中立性及び専門性を確保するため、外部委員で構成される第三者評価事業推進委員会において、評価基準の策定や評価機関の認証など体制整備に取り組みます。

また、第三者評価事業に従事する評価機関の評価調査者（候補者を含む。）に対して研修を実施し、人材養成及び資質向上を図ります。

さらに、福祉サービスを提供している県内の事業者を対象とした第三者評価事業の説明会等を開催するとともに、第三者評価事業の普及啓発を図るための、リーフレット等を作成・配布することにより、受審者の増加に努めます。

**②福祉サービス苦情解決制度の推進**

事業者と利用者間での解決が困難な福祉サービスに関する苦情については、県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会において、公正かつ円滑に処理するため、相談、指導、調査、あっせん等を行います。

**③社会福祉施設等の整備促進**

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災

対策等の強化を図ります。

### 3－（9）県、市町の推進体制等

#### ①包括的地域福祉推進体制の構築

地域共生社会の実現に向けて、本県の包括的な地域福祉の推進体制の構築と関係機関との連携・協働の受け皿づくりを進めるため、県・市町・社会福祉協議会をはじめ、育児、介護、障がい、貧困などの福祉に関する各法に基づく支援を担う関係機関のほか、NPO やまちづくり団体、ボランティア団体など地域活動団体などが協議する仕組み（i～iii）を設けます。

##### （i）地域福祉政策推進アドバイザー会議

…育児、介護、障がい支援関係機関、NPO、民生・児童委員、学識経験者等、地域の実践者で構成し、地域の福祉課題を包括的に解決するための施策を検討する。

##### （ii）地域福祉政策推進ワーキンググループ

…県の関係課で構成し、将来的な地域福祉のあり方に関する協議等を行う。

##### （iii）地域福祉政策推進会議

…県、市町、県社会福祉協議会で構成し、本県の包括的な地域福祉政策に関する協議を行う。

これら取組みにより、市町における包括的な支援体制の構築の取組みの支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担います。

#### ②市町地域福祉計画の策定及び推進の支援

市町が社会福祉法第 107 条の規定に基づく地域福祉計画の策定や計画の推進が図れるよう支援します。

#### ③市町との円滑な情報共有

国の制度改正の動向や地域福祉を取り巻く状況について、迅速な情報提供に努めます。

#### ④市町における包括的な支援体制の構築の支援

市町における包括的な支援体制の構築に向けて、国において検討が進められている「1. 断らない相談支援」「2. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「3. 地域づくりに向けた支援」を一体的に行う市町の新たな取組みを支援します。

## 社会福祉法（抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供

する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 用語解説

### 【ア行】

#### ○あったか愛媛 NPO 応援基金

NPO 法人の活動を支援するため設置された基金で、県民・企業からの寄附を活用し、NPO 法人の活動資金の安定確保や育成支援を行っている。

#### ○NPO

Non Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体。

#### ○愛媛県「三浦保」愛基金

県に寄付された三浦工業株式会社の株式を原資として創設された基金で、株式配当金を原資に「環境保全・自然保護」や「社会福祉」の分野において、公募事業等を実施している。

### 【カ行】

#### ○外国人支援・海外連携推進員

外国人等からの相談窓口となり、電話等による対応を行うとともに、入国管理局、医師会、各行政機関など関係機関との連絡調整に当たる者。

#### ○介護支援専門員（ケアマネージャー）

要介護者・要支援者等からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切な介護保険サービス等を利用できるよう、市町・介護サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

#### ○介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上的の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある人に心身の状況に応じた介護を行うほか、その人や介護者に対して、介護に関する指導を行う者。

#### ○キャリア支援専門員

福祉介護人材の確保について専門的な知見を有し、求人求職支援を行う者。

#### ○共同募金運動

10月1日から翌年3月31日までの6か月間に全国一斉に都道府県を単位にして行われる募金運動で、子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動や災害時支援に役立てられる。

### ○県外国人介護人材支援センター

本県における外国人介護人材の受入れに関する総合窓口。相談窓口の設置や巡回相談の実施、各種研修会やセミナー等の開催を通じ、外国人介護人材の受入れの円滑化や県内への定着を図る機関で、運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

### ○県国際交流センター

国際的視野を有する人材の育成し、もって地域の活性化を図るとともに、諸外国との友好親善に寄与することを目的に設立された機関。

### ○県心と体の健康センター

精神保健福祉法第6条に規定された県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究、精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等を行う。

### ○県福祉人材センター

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」社会福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者の橋渡し役を行う「福祉人材無料職業紹介事業」を行う機関で、運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

### ○県保育士・保育所支援センター

潜在保育士の再就職や、保育士資格取得を支援することにより、子どもを安心して育てることが出来る体制を整備することを目的とした施設。センターの運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

### ○県ボランティア・市民活動センター

ボランティア・NPO等の市民活動の充実や信頼性向上に向けて、理解者や協力者を増やしながら、活動のネットワークの拡充を支援する機関で、愛媛県社会福祉協議会に設置。

### ○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を足し合わせたものであり、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

### ○心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

### ○子どもの愛顔応援ファンド

広く県民や企業・団体の皆様の参画・協力を得て、官民共同による本県独自の子育て支援策や地域の子どもの支援活動の拡充を図るため、令和元年10月に創設。

## ○コミュニティバス

住民の足の確保のため、地方公共団体が運行に関与している乗合バスの総称。既存バス路線のない交通空白地域において運行されることが多い。

## 【サ行】

## ○災害時福祉人材マッチング制度

福祉避難所等において不足が見込まれる要配慮者を直接支援する人材を確保するため、災害時に支援活動に従事できる福祉専門職を募集しマッチングを行う制度で、現役の福祉専門職を対象とした「災害時福祉人材」と福祉専門職の離職者やOBを対象とした「災害時福祉ボランティア人材」の2つの仕組みからなる。

## ○災害時要配慮者支援チーム

高齢者、障がい者等多様な支援を必要とする要配慮者に対し、医療・看護・リハビリ・介護・福祉等の多業種の専門職からなるチームで、被災地のニーズに応じて、避難所環境改善に関する助言から相談支援、生活介助まで幅広い支援を提供する。

## ○自主防災組織

住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

## ○市町ふれあいサロン

高齢者や子育て中の親同士など、地域住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の仲間づくり、出会いの場づくり、健康づくりをするための活動。

## ○社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき、設置。それぞれの都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っている。

## ○社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、相談援助を行う者。

## ○集落支援員

地方公共団体（県・市町村）からの委嘱を受け、市町村職員とも連携しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行うとともに、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者。

## ○スクールカウンセラー

児童生徒の内面にあるストレスや不安、悩み等を解消するため、カウンセリングを行う者。公認心理師や臨床心理士、精神科医等、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識・経験を有する者の他、教育現場における教育相談の経験を有する者の中から、県が選任している。

## ○スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の課題に対応するため、教育委員会や学校等において、福祉機関等と学校をつないだり、児童生徒や保護者の相談に応じたりする者。社会福祉士や精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者の他、教育現場における福祉関係の経験を有する者の中から、市町が選任している。

## ○性的指向・性自認（SOGI）

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である性的指向（Sexual Orientation）と自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称で、異性愛の人なども含め全ての人がもっている属性。

## ○成年後見制度

認知症、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者（本人）に代わり、財産管理や身上監護（入院・退院、施設入所・退所、サービス利用などの手続き）についての契約などを行い、本人が安心して生活できるよう保護・支援する制度。

## 【タ行】

## ○第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」

10年後の将来像を描いた長期ビジョン編と、その将来像の実現に向け、4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム編により、愛媛づくりの方向性を示した県の長期計画。

## ○地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の根拠を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産

業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。

### ○地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う市町の機関。

### ○デマンド交通

路線バスやコミュニティバスが定時・定路線の運行を行うのに対し、電話による運行予約など利用者ニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

## 【ナ行】

### ○農福連携

農業者や農業法人等の農業分野と、障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して、農業の担い手確保や労働力確保、障がい者の工賃向上など、両分野の課題を解決していく取組み。

## 【ハ行】

### ○パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）

県内の公共施設などに設置された身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度。

### ○バリアフリー

障がい者や高齢者が日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような事物、制度、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組み。

### ○福祉避難所

介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化などが図られた避難所のこと。

### ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

### ○放課後子ども教室

全ての子どもを対象として、放課後等の安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組みを推進する。

### ○放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するもの。

### ○防災士

自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。

### 【マ行】

### ○民生・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員も兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

## 愛媛県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	役職名	備考
石川 勝行	愛媛県市長会会長	
稲本 隆壽	愛媛県町村会長	
梶原 淳一	愛媛児童福祉施設連合会会長	
河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会会長	
河田 正道	愛媛県社会福祉協議会会長	会長
菅原 哲雄	愛媛県老人福祉施設協議会会長	
田中 チカ子	えひめ女性財団理事長	
高岡 順子	愛媛県民生児童委員協議会会長	
三好 康子	愛媛県連合婦人会会長	
村上 博	愛媛県医師会会長	

(50音順、敬称略)

## 愛媛県地域福祉ネットワーク検討ワーキンググループ 名簿

氏名	所属名	備考
泉谷 昇	いよココロザシ大学	
井上 敦人	西予市社会福祉協議会	
井上 俊	松山市地域包括支援センター 三津浜	
岡野 真久	砥部町社会福祉協議会	
木村 謙児	八幡浜市ボランティア協議会	
坂本 清幸	えひめ地域政策研究センター	
鈴木 秀明	四国中央市社会福祉協議会	
住友 裕美	障がい福祉サービス事業所 どんでんどん	
戸田 聖子	西条まちづくり応援団	
西尾 和子	愛媛県民生児童委員協議会	
前田 眞	愛媛大学社会連携推進機構	アドバイザー
山本 由美子	子育てネットワークえひめ	

(50音順、敬称略)

## 愛媛県地域福祉支援計画 策定経過

年 月	内容
元年5月31日	第1回愛媛県地域福祉政策検討WG開催（庁内関係課）
9月26日	第1回愛媛県地域福祉ネットワーク検討WG開催（地域の実践者）
12月4日	第2回愛媛県地域福祉ネットワーク検討WG開催（地域の実践者）
12月12日	第1回県地域福祉政策推進検討会議開催（市町、県社協）
12月16日	第1回県社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）開催
2年2月7日	第2回県地域福祉政策検討WG開催（庁内関係課）
2月18日	第3回県地域福祉ネットワーク検討WG開催（地域の実践者）
2月19日	第2回県地域福祉政策推進検討会議開催（市町、県社協）
2月26日	第2回県社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）開催
3月6日 ～20日	パブリック・コメント実施
3月	愛媛県地域福祉支援計画 策定

愛媛県地域福祉支援計画

令和2年3月

発行・編集 愛媛県保健福祉部  
保健福祉医療局保健福祉課  
〒790-8570 松山市一番町4番地2

T E L : 089-912-2383

F A X : 089-921-8004

E-mail : hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp